

兵庫県立加古川医療センター総務事務業務委託に係るプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県立加古川医療センター総務事務業務委託（以下「総務事務委託」という。）に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(募集要領)

第2 プロポーザルの募集要領は、この要領に基づき別に定める。

2 募集要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 趣旨
- (2) プロポーザルの概要
- (3) 参加資格に関する事
- (4) 参加手続きに関する事
- (5) 提出書類に関する事
- (6) 当選者の選考、決定及び通知の方法に関する事
- (7) その他必要な事項

(公告)

第3 総務事務委託に関する企画提案を広く募集するため、プロポーザルの実施について兵庫県立加古川医療センターホームページで公告する。

(参加手続き)

第4 プロポーザルの参加手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事務局 兵庫県立加古川医療センター 総務部経理課
- (2) 募集要領の配布
 - ア 配布期間 令和2年8月3日(月)から令和2年8月19日(水)まで
(土、日曜日及び祝日を除く。)
 - イ 配布場所 上記(1)に同じ
- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出方法 所定の様式により、事務局へ持参または郵送とする。
 - イ 受付期間 令和2年8月5日(水)から令和2年8月19日(水)まで
(土、日曜日及び祝日を除く。)
郵送の場合は、令和2年8月19日(水)必着とする。
 - ウ 提出場所 上記(1)に同じ
- (4) 質問及び回答
 - ア 質問方法 所定の質問書様式により、郵送または電子メールにより提出する。
 - イ 受付期間 令和2年8月20日(木)から令和2年8月27日(木)の午後5時まで。
郵送の場合は、令和2年8月27日(木)必着とする。
 - ウ 回答方法 令和2年8月31日(月)までに、参加表明書を提出した者すべてに電子メールにより回答するとともに、令和2年8月31日(月)から令和2年9月3日(木)までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）の間に、閲覧方式により行う。
 - エ 回答閲覧場所 上記(1)に同じ
- (5) 企画提案書の提出
 - ア 提出方法 事務局へ持参または郵送とする。

- イ 受付期間 令和2年9月4日(金)から令和2年9月14日(月)まで
(土、日曜日を除く。)
郵送の場合は、令和2年9月14日(月)必着とする。
- ウ 提出場所 上記(1)に同じ
- エ 提出書類
①企画提案書 8部(正本1部、副本7部)
②その他、募集要領に定めるもの

(審査委員会)

第5 提出書類の内容を審査し、プロポーザルの委託候補者を選考するため、別に定めるところにより、兵庫県立加古川医療センター総務事務業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの参加者(以下「参加者」という。)から提出された企画提案書等の審査に関すること。
- (2) 委託候補者の選考に関すること。
- (3) その他、企画提案書等の審査に関して必要と認められること。

(プレゼンテーションの実施)

第6 委員会は、提出があった企画提案内容について、提出した者にプレゼンテーションを行わせることができる。

- (1) 予 定 日 令和2年9月16日(水)
- (2) 予定場所 兵庫県立加古川医療センター 会議室1
- (3) そ の 他 詳細は別途決定する。

(委託候補者の選考及び通知)

第7 委託候補者の選考及び通知は、次により行う。

- (1) 選考方法 委員会において選考することとし、選考方法並びに評価項目及び評価ポイントは別に定める。
- (2) 選考結果の通知 選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(その他)

第8 その他

- (1) 提出書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - カ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (3) 参加に要する費用 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、募集要領等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年7月31日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、委託候補者の決定した日をもって、その効力を失う。